

生活保護扶養照会の「改善」通知

根本解決にならず

支援団体が批判

生活保護を申請した人の親族に連絡し、援助ができるかどうかを問い合わせる「扶養照会」をめぐって批判が高まるなか、生活困窮

者の支援団体などが28日、運用を改善するとした厚生労働省の通知(26日)に対し緊急声明を出しました。「通知は小手先の微修正で

あり、生活保護の利用をためらう大きな原因となっている問題の根本的解決にはつながらない」としています。共同で声明を出した

のは、一般社団法人つくろい東京ファンドと生活保護問題対策全国会議。両団体は8日に同省に対し、「扶養照会を実施するのは、

『申請者が事前に承諾し、かつ、明らかに扶養義務の履行が期待できる場合に限る』ことを求めています。通知は、その要望内容から程遠いと批判しています。

そのうえで扶養照会について▽申請者が事前に承諾した場合に限る▽扶養照会を行うのは例外的な場合であることを明記する▽分かりにくい局長通知を改

正して調査手順の整理を明記する▽3親等内の相対的扶養義務者に関する違法な通知を直ちに削除する―ことを求めています。

さらに、26日の通知の内容では、「扶養照会は義務ではない」と

した国会での答弁と大きく乖離(かいり)している指摘。抜本的な通知の改正と、生活保護の利用を阻害している要因や制度利用に伴う心理的な負担を調べる調査の実施を強く求めるとしています。